

嘉手納町特定事業主行動計画の実施状況及び 嘉手納町における女性の活躍状況の公表

嘉手納町では、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号。以下「女性活躍推進法」という。）に基づき「嘉手納町特定事業主行動計画」を策定・実施しています。今般、女性活躍推進法第 19 条第6項に基づき、行動計画の実施状況を以下のとおり取りまとめましたので公表いたします。

あわせて、女性活躍推進法第 21 条の規定に基づき、嘉手納町における女性の活躍状況を公表いたします。

《嘉手納町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画の実績》

1 女性登用に関するもの

管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度 (目標値)
割合	5.6%	5.6%	5.6%	16.7%	16.7% (12%以上)
総数 (内女性)	18 人 (1 人)	18 人 (1 人)	18 人 (1 人)	18 人 (3 人)	18 人 (3 人)

2 職員の勤務環境に関するもの

男性職員の育児休業取得率

	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度 (目標値)
割合	5.6%	5.9%	4.8%	0%	0% (12%以上)
対象者数 (内取得者)	18 人 (1 人)	17 人 (1 人)	21 人 (1 人)	16 人 (0 人)	16 人 (0 人)

3 休暇の取得推進

年次有給休暇の取得日数

	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度 (目標値)
取得日数 (平均)	11 日	12 日	13 日	12 日	13 日 (12 日以上)

《嘉手納町における女性の活躍状況の公表》

(1) 採用試験の受験申込者の総数に占める女性の割合

	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2年度
割 合	86%	52.6%	47.4%	52.3%	—
申込者数 (女性人数)	43 人 (37 人)	116 人 (61 人)	95 人 (45 人)	107 人 (56 人)	—

※R2 年度採用試験実施なし

(2) 採用した職員に占める女性職員の割合

	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2年度
割 合	58.3%	100%	80%	33.3%	55.6%
採用者数 (女性人数)	12 人 (7 人)	3 人 (3 人)	5 人 (4 人)	12 人 (4 人)	9 人 (5 人)

(採用した女性職員数内訳)

平成 28 年度：一般事務職 3 人、保育士かつ幼稚園教諭 4 人、

平成 29 年度：保育士かつ幼稚園教諭 3 人

平成 30 年度：一般事務職 1 人、保育士かつ幼稚園教諭 2 人、学芸員(考古) 1 人

令和元年度：一般事務職 1 人、保育士かつ幼稚園教諭 3 人

令和2年度：保育士かつ幼稚園教諭 3 人、保健師 1 人、社会福祉士 1 人

(3) 職員に占める女性職員の割合

	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2年度
割 合	53.4%	53%	53%	52.7%	53.5%
職員数 (女性人数)	163 人 (87 人)	166 人 (88 人)	166 人 (88 人)	165 人 (87 人)	170 人 (91 人)

(4) 係長級の職員に占める女性職員の割合及びその伸び率

係長級	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度
割 合	46.7%	47.8%	50%	48.9%	51.1%
総 数 (内女性)	45 人 (21 人)	46 人 (22 人)	44 人 (22 人)	45 人 (22 人)	47 人 (24 人)

《職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績》

(1) 男性職員の出産補助休暇(5 日の範囲内の期間)

※ 出産するため病院に入院する日から出産の日後 2 週間を経過する日までの期間内において、1 日を単位として継続又は 5 日の範囲内の期間

○ 嘉手納町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則 別表第 2 第 19 号

	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2年度
取得可能な職員数	9 人	6 人	6 人	6 人	9 人
休暇取得率	77.8%	100%	66.7%	83.3%	77.8%
5 日取得した率	33.3%	33.3%	16.7%	66.7%	44.4%

(2) 男性職員の育児参加休暇(5 日の範囲内の期間)

※ 出産予定日の 6 週間(多胎妊娠の場合は 14 週間)前の日から出産の日後 8 週間を経過する日までの期間にある場合において、出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子(妻の子を含む。)を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき。

○ 嘉手納町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則 別表第2 第 27 号

	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2年度
取得可能な職員数	9 人	6 人	6 人	6 人	9 人
休暇取得率	11.1%	0%	0%	0%	55.6%
5 日取得した率	0%	0%	0%	0%	0%

(3) 女性職員の育児休業については、すべての職員が取得している。

- ①1年未満：9人 ②1年以上1年半未満：8人 ③1年半以上2年未満：4人
④2年以上：1人

(4) 部分休業取得者数

	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2年度
女性職員	0 人	0 人	1 人	2 人	4 人
男性職員	0 人	0 人	0 人	2 人	2 人

※小学校就学前の子を養育する場合に、育児のため1日の勤務時間の一部を勤務しないことができる制度です。正規の勤務時間の始め又は終わりにつき、1日をとおして2時間以内30分を単位して請求できます。【勤務しない時間は、無給】

(5) 育児短時間勤務者数

	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2年度
女性職員	0 人	1 人	0 人	0 人	0 人
男性職員	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

※小学校就学前の子を養育する場合に、育児のためフルタイム勤務より短い時間で勤務することができる制度です。【給料等の減額有】

(6) 時間外勤務(超過勤務)状況

	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2年度
月 45 時間を超え 100 時間未満	85 人	82 人	64 人	41 人	48 人
月 100 時間以上	4 人	3 人	2 人	1 人	2 人
年間 360 時間 以上	18 人	15 人	12 人	11 人	9 人

※ 超過勤務の上限等に関する措置について、令和2年4月から時間外勤務を命ずる時間及び月数の上限の規則が施行されました。

○ 嘉手納町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則第 10 条の3